

○松山広域福祉施設事務組合職員の暫定再任用に関する
規則

制 定 令和5年6月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、本組合職員の暫定再任用（松山広域福祉施設事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第2号）第4条の規定によりその例によるものとされた松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年松山市条例第20号）付則第3条第1項若しくは第2項，付則第4条第1項若しくは第2項，付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次条において同じ。）について，必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合職員の暫定再任用に関しては，松山市職員の暫定再任用に関する規則（令和5年松山市規則第25号）を準用する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，組合長が別に定める。

付 則（令和5年6月28日規則第6号）

この規則は，公布の日から施行する。